

－ 審査事務規程の第47次改正 －

施錠装置として制動装置を作動させる機能を追加、自動車の幅の測定方法の変更、二輪車の基準を適用する自動車の追加、登録識別情報等通知書に関する規定の整備

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、乗用車等の施錠装置として制動装置を作動させる機能を追加する、自動車の幅の測定方法を変更する及び二輪車の基準を適用する自動車を追加することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成20年10月15日から施行します。併せて、登録識別情報等通知書に関する規定の整備についても、審査事務規程の一部改正を行い、20年11月4日から施行します。

本改正は、20年10月15日に「道路運送車両の保安基準」（国土交通省令）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正が行われ、また、20年9月1日に「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（国土交通省令）の一部改正が行われたことに伴うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 乗用車等の施錠装置の要件の追加

乗車定員11人未満の乗用自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車等を除く）及び車両総重量3.5t以下の貨物自動車の施錠装置について、制動装置を作動させる機能を追加規定した。（4-14、5-14）

2. 自動車の幅の測定方法の変更

22年4月1日以降に製作された自動車について、両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の側面中央部に備えるものを除く）を除いた状態で幅を測定する旨規定した。（4-2-1(2)②、5-2-1(2)②）

また、幅の測定から除いた方向指示器の突出量等の規定を新設した。（4-26-1(5)、5-26-1(5)）

3. 二輪車の基準を適用する自動車の追加

側車付二輪自動車又は三輪自動車であって、左右の車輪の間隔が460mm未満などの一定の要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用する規定を設けた。（1-3の2）

4. 座席ベルト非装着時警報装置の対象自動車の改正

座席ベルト非装着時警報装置が装着義務づけされた対象自動車を、乗車定員10人以下から10人未満に改正した。（4-37-1、5-37-1）

5. 登録識別情報等通知書の規定の新設

20 年 11 月 4 日以降に一時抹消登録証明書の交付が廃止されることに伴い、審査の際に登録識別情報等通知書の提示を求めるなどの改正を行った。(2-11-1 他)

6. その他

審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

新	旧
1－2 適用 自動車検査独立行政法人法第 12 条に基づく自動車の審査については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この規程の定めるところによる。なお、理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。 1－3 （略） 1－3 の 2 二輪車の基準を適用する自動車 次に掲げるすべての要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用するものとする。 ① 三個の車輪を備えるもの ② 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの ③ 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が 460 mm 未満であるもの ④ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの 2－8 車台番号及び原動機型式の確認 (1) （略） ① （略） ② 法第 16 条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査の場合には、<u>登録識別情報等通知書</u>若しくは自動車検査証返納証明書及び限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。以下「限定検査証」という。）並びに検査票 1 及び検査票 2 ③から④ （略） (2)～(3) （略） 2－11 書面の提示等 2－11－1 登録識別情報等通知書 法第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め審査するものとする。この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された登録識別情報等通知書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表 1 新規検査及び予備検査の項の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定に係わらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。 2－11－2～8 （略）	1－2 適用 自動車検査独立行政法人法第 11 条に基づく自動車の審査については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）並びにこれらの法令に基づく国の関係通達によるほか、この規程の定めるところによる。なお、理事長が自動車の審査に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。 1－3 （略） 2－8 車台番号及び原動機型式の確認 (1) （略） ① （略） ② 法第 16 条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査の場合には、<u>一時抹消登録証明書</u>若しくは自動車検査証返納証明書及び限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。以下「限定検査証」という。）並びに検査票 1 及び検査票 2 ③～④ （略） (2)～(3) （略） 2－11 書面の提示等 2－11－1 一時抹消登録証明書 法第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、<u>一時抹消登録証明書</u>の提示を求め審査するものとする。この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された一時抹消登録証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表 1 新規検査及び予備検査の項の実施方法欄 2 から 5 までの規定については、同規定に係わらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。 2－11－2～8 （略）

2-11-9 試験成績書又は装着証明書

保安基準第8条第4項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。

① (略)

② 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないものであって、「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」(平成15年7月7日国自技第68号)(以下「装着要領書」という。)に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあっては、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示す証明書(以下「装着証明書」という。)

2-11-10~11 (略)

2-17 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認

(1) 普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上のものについて、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を3-3-15(5)に規定する方法により算定するものとする。

ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により検査証又は登録識別情報等通知書に記載されている事項と同一であると判断できる場合には、この限りでない。

(2) (略)

2-21 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の審査において、次に掲げる自動車(型式指定自動車若しくは法第16条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。)については、3次元測定・画像取得装置を用いて、提示された自動車の画像の取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

①~④ (略)

3-3-15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

2-11-9 試験成績書又は装着証明書

保安基準第8条第4項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。

① (略)

② 自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないものであって、「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」(平成15年7月7日国自技第68号)(以下「装着要領書」という。)に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあっては、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示す証明書(以下「装着証明書」という。)

2-11-10~11 (略)

2-17 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認

(1) 普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上のものについて、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を3-3-15(5)に規定する方法により算定するものとする。

ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により検査証又は一時抹消登録証明書に記載されている事項と同一であると判断できる場合には、この限りでない。

(2) (略)

2-21 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の審査において、次に掲げる自動車(型式指定自動車若しくは法第16条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証若しくは一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。)については、3次元測定・画像取得装置を用いて、提示された自動車の画像の取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。

①~④ (略)

3-3-15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
1. ～30. (略)	(略)	(略)
31. 1－3の2の規定により、 <u>二輪自動車の保安基準を適用する自動車</u>	<u>二輪自動車の基準を適用する旨</u>	<u>二輪自動車の保安基準を適用</u>

(2)～(5) (略)

4－2 長さ、幅及び高さ

4－2－1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅 2.5m、高さ 3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

①～⑤ (略)

(2) (略)

① (略)

② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに4－79に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

③ (略)

(3) (略)

4－2－2～3 (略)

4－2－4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、4－2－6（従前規定の適用②）を適用する。（適用関係告示第1条第2項関係）

4－2－5 従前規定の適用 ①

(略)

4－2－5－1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅 2.5m、高さ 3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

①～⑤ (略)

(2)～(3) (略)

4－2－6 従前規定の適用 ②

平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第2項関係）

記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
1. ～30. (略)		

(2)～(5) (略)

4－2 長さ、幅及び高さ

4－2－1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅 2.5m、高さ 3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

①～⑤ (略)

(2) (略)

① (略)

② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離

③ (略)

(3) (略)

4－2－2～3 (略)

4－2－4 適用関係の整理

(1) (略)

4－2－5 従前規定の適用 ①

(略)

4－2－5－1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅 2.5m、高さ 3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）

①～⑤ (略)

(2)～(3) (略)

4-2-6-1 テスタ等による審査

- (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。（保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係）
- ① 空車状態（細目告示第6条第1項第1号関係、細目告示第84条第1項第1号関係）
- ② はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態（細目告示第6条第1項第2号関係、細目告示第84条第1項第2号関係）
- ③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用されるすべての状態。ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態（細目告示第6条第1項第3号関係、細目告示第84条第1項第3号関係）
- ④ 車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取りはずした状態。この場合において、車体外に取り付けられた後写鏡、4-89の装置は、当該装置に取り付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。（細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係）
- ⑤ 直進姿勢にある状態（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）
- (2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置き巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）
- ① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離
- ② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
- ③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離
- (3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡並びに4-89の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上突出してはならない。ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。（保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第3項関係、細目告示第84条第3項関係）
- ① 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態
- ② 後写鏡及び4-89の装置にあっては、取り付けられた状態

4-10 速度抑制装置

4-10-1～6 （略）

4-10-7 従前規定の適用③

4-10 速度抑制装置

4-10-1～6 （略）

4-10-7 従前規定の適用③

(略) 4-10-7-1 装備要件 (略) 4-10-7-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている速度抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度抑制装置であって、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6. 又は細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6. に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ（以下「確認ランプ等」という。）が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。 ② (略) (3) (略) 4-14 施錠装置等 4-14-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、<u>かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動装置を除く。）</u>には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第11条の2第1項） 4-14-2 性能要件 4-14-2-1 視認等による審査 (1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、<u>かじ取装置又は制動装置</u>に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第14条第1項関係、細目告示第92条第1項関係） ① <u>次に掲げる施錠装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。</u> ア <u>制動装置以外に備える施錠装置にあつては、その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造</u> イ <u>制動装置に備える施錠装置にあつては、その作動により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造</u>	(略) 4-10-7-1 装備要件 (略) 4-10-7-2 性能要件（書面等による審査） (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている速度抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度抑制装置であって、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。 ① 細目告示別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6. 又は細目告示別添96「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」3.6. に規定する自動車が停止している間に速度抑制装置の機能が確認できるものとして速度抑制装置の機能を確認するためのランプ又は設定速度を表示するディスプレイ（以下「確認ランプ等」という。）が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。 ② (略) (3) (略) 4-14 施錠装置等 4-14-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置<u>又は</u>かじ取装置には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第11条の2第1項） 4-14-2 性能要件 4-14-2-1 視認等による審査 (1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置<u>又は</u>かじ取装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、③の規定は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第14条第1項関係、細目告示第92条第1項関係） ① <u>その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。</u>
--	---

②～④ (略)

(2) (略)

4-14-2-2 (略)

4-14-3～6 (略)

4-26 車枠及び車体

4-26-1 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(4) (略)

(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。

ただし、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、4-2-5及び4-2-6の基準を適用したものにあつては、⑪の規定は適用しない。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)

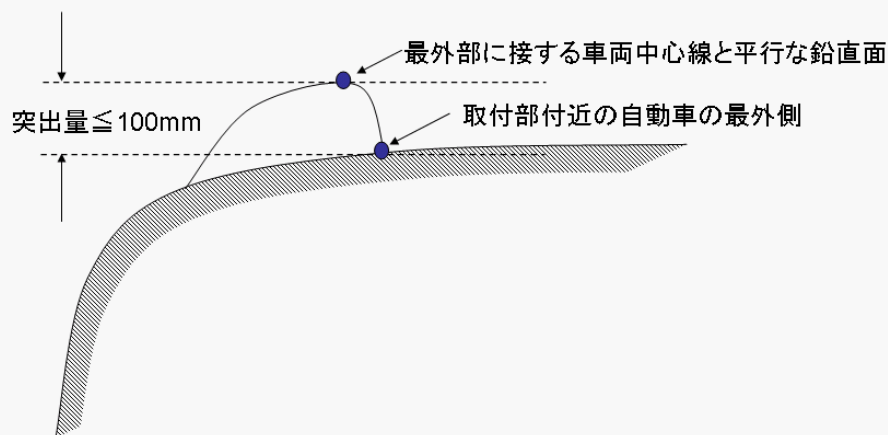
①～⑩ (略)

⑪ 4-79に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)が自動車の幅から突出しているものであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該装置の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの

イ 当該装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のものにあつてはこの限りでない。

(参考図)



②～④ (略)

(2) (略)

4-14-2-2 (略)

4-14-3～6 (略)

4-26 車枠及び車体

4-26-1 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(4) (略)

(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係)

①～⑩ (略)

(6)～(9) (略) 4－26－2～7 (略) 4－37 座席ベルト非装着時警報装置 4－37－1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人未満の自動車には、4－37－2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係) 4－37－2 性能要件（視認等による審査） (略) ① (略) ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える装置であつて、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕 ③ (略) 4－37－3～5 (略) 4－37－6 従前規定の適用② (略) 4－37－6－1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人未満のものには、4－37－6－2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 4－37－6－2 性能要件 (略) 4－51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 4－51－1 性能要件 4－51－1－1 視認等による審査 (1) (略) (2) (略) ①～③ (略) ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。） 4－51－2～6 (略) 4－51－7 従前規定の適用③ (略) 4－51－7－1－1 視認等による審査 (1) (略) (2) (略)	(6)～(9) (略) 4－26－2～7 (略) 4－37 座席ベルト非装着時警報装置 4－37－1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車には、4－37－2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係) 4－37－2 性能要件（視認等による審査） (略) ① (略) ② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）に備える装置であつて、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕 ③ (略) 4－37－3～5 (略) 4－37－6 従前規定の適用② (略) 4－37－6－1 装備要件 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下のものには、4－37－6－2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。 4－37－6－2 性能要件 (略) 4－51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 4－51－1 性能要件 4－51－1－1 視認等による審査 (1) (略) (2) (略) ①～③ (略) ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。） 4－51－2～6 (略) 4－51－7 従前規定の適用③ (略) 4－51－7－1－1 視認等による審査 (1) (略) (2) (略)
--	---

①～③ (略) ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。） 4-51-7-1-2 (略) 4-51-8 従前規定の適用④ (略) 4-51-8-1 性能要件 4-51-8-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) (略) ①～③ (略) ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。） (3) (略) 4-51-9～10 (略) 4-57 走行用前照灯 4-57-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。4-58-1において同じ。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯（夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。）であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足第2改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係） 4-57-2～8 (略) 4-58の2 配光可変型前照灯 4-58の2-1 装備要件 (略) 4-58の2-2 性能要件 4-58の2-2-1 テスタ等による審査 (略) ① 配光可変型前照灯であって、協定規則第123号補足第2改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線（以下「走行ビーム」という。）を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第120条第9項第1号） ② (略)	①～③ (略) ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は抹消登録証明書備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。） 4-51-7-1-2 (略) 4-51-8 従前規定の適用④ (略) 4-51-8-1 性能要件 4-51-8-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) (略) ①～③ (略) ④ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。） (3) (略) 4-51-9～10 (略) 4-57 走行用前照灯 4-57-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。4-58-1において同じ。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯（夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。）であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係） 4-57-2～8 (略) 4-58の2 配光可変型前照灯 4-58の2-1 装備要件 (略) 4-58の2-2 性能要件 4-58の2-2-1 テスタ等による審査 (略) ① 配光可変型前照灯であって、協定規則第123号補足改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線（以下「走行ビーム」という。）を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第120条第9項第1号） ② (略)
---	--

4－58の2－2－2 視認等による審査 (略) 4－58の2－2－3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号補足第2改訂版5. [5.3. (平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)]及び5.8.を除く。]、6. 及び7. の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) (3) (略) 4－58の2－3～4 (略) 4－61の2 前部霧灯照射方向調節装置 4－61の2－1 装備要件 自動車には、4－61の2－2の基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置(前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。)を備えることができる。(保安基準第33条第4項関係) 4－61の2－2～4 (略) 4－79 方向指示器 4－79－1～2 (略) 4－79－3 取付要件(視認等による審査) (1) (略) ①～② (略) ③ 自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。 ④～⑦ (略) (2)～(4) (略) 4－79－4～14 (略) 4－89 直前直左鏡 4－89－1～5 (略) 4－89－6－1 装備要件 (1) (略) (2) (1)の表①の「当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1mの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前面各部及び左外側線上自動車の前端から後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認で	4－58の2－2－2 視認等による審査 (略) 4－58の2－2－3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号補足改訂版5. [5.3. (平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)]及び5.8.を除く。]、6. 及び7. の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) (3) (略) 4－58の2－3～4 (略) 4－61の2 前部霧灯照射方向調節装置 4－61の2－1 装備要件 自動車には、4－61の2－2の基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置(前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調整するための装置をいう。以下同じ。)を備えることができる。(保安基準第33条第4項関係) 4－61の2－2～4 (略) 4－79 方向指示器 4－79－1～2 (略) 4－79－3 取付要件(視認等による審査) (1) (略) ①～② (略) ③ 自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに前号ただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。 ④～⑦ (略) (2)～(4) (略) 4－79－4～14 (略) 4－89 直前直左鏡 4－89－1～5 (略) 4－89－6－1 装備要件 (1) (略) (2) (1)の表①の「当該自動車の前面から0.3メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前面各部及び左外側線上自動車の前端から後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱の少
--	--

きることをいう。

- (3) (1)の表②の「当該自動車の前面から2 mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3 mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1 mの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前方2 m、左側方3 mの範囲内に設置させた高さ1 m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第44条第5項第2号の基準に適合するものとする。

(参考図) (略)

4-89-6-2 性能要件

(略)

4-91 速度計等

4-91-1 装備要件

(1)～(2) (略)

4-91-2～4 (略)

4-91-5 従前規定の適用①

平成18年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。(適用関係告示第54条第1項及び第2項関係)

4-91-5-1 装備要件

(1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、速度計を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機の回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)

(2) 自動車(軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

4-91-5-2 性能要件

(略)

4-91-6 従前規定の適用②

(略)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11から4-105までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑭ (略)

⑮ 協定規則第19号第3改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準。

なくとも一部を確認できることをいう。

- (3) (1)の表②の「当該自動車の前面から2メートルの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3メートルの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1メートルの障害物」を確認できるとは、平坦な面においた自動車の前方2 m、左側方3 mの範囲内に設置させた高さ1 m、直径30cmの円柱の少なくとも一部を確認できることをいう。

この場合において、「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う左折事故防止対策のための標準改造要領について」(昭和54年3月28日自車第241号)の別添「大型貨物自動車の左折事故防止対策標準改造要領書」に基づく方法又はこれに準じた方法により改造した鏡は、保安基準第44条第5項第2号の基準に適合するものとする。

(参考図) (略)

4-89-6-2 性能要件

(略)

4-91 速度計等

4-91-1 装備要件

(1)～(2) (略)

4-91-2～4 (略)

4-91-5 従前規定の適用①

平成18年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。(適用関係告示第54条第1項関係)

4-91-5-1 装備要件

自動車(軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、速度計及び走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機の回転計をもって速度計に、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)

4-91-5-2 性能要件

(略)

4-91-6 従前規定の適用②

(略)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11から4-105までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑭ (略)

⑮ 協定規則第19号第3改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準。ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、平成20年国土

ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、平成 20 年国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。この場合において、細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとし、最小照度については表 2 の配光表の最小照度の 80% 値、最大照度については表 2 の配光表の最大照度の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、平成 25 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、協定規則第 19 号第 2 改訂版補足第 13 改訂版 5.（5.3.は除く。）、6.、7.及び 8.の技術的な要件に適合するものであればよい。（細目告示第 43 条第 1 項関係） ⑯～⑳ （略） ㉑ 協定規則第 70 号改訂版補足第 5 改訂版又は第 6 改訂版の 6.及び 7.の技術的な要件に定める基準。ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 4.19.及び同別添 53 5.14.並びに協定規則第 70 号改訂版の補足第 5 改訂版又は第 6 改訂版の技術的な要件（規則 6.及び 7.に限る。）の規定にかかわらず、平成 19 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52 4.19.及び同別添 53 5.14.並びに同別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（細目告示第 55 条第 1 項関係、適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項） ㉒～㉔ （略） ５－２ 長さ、幅及び高さ ５－２－１ テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅 2.5m、高さ 3.8mを超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 162 条第 1 項関係） ①～⑤ （略） (2) （略） ① （略） ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに 5－79 に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 ③ （略） (3) （略） ５－２－２～４ （略） ５－10 速度抑制装置	交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。この場合において、細目告示別添 57「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン（別紙 1 参照）上の配光特性は表 2 の要件を満たすものとし、最小照度については表 2 の配光表の最小照度の 80% 値、最大照度については表 2 の配光表の最大照度の 120% 値まであればよい。」と読み替えるものとする。 また、平成 25 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、協定規則第 19 号第 2 改訂版補足第 13 改訂版 5.（5.3.は除く。）、6.、7.及び 8.の技術的な要件に適合するものであればよい。（細目告示第 43 条第 1 項関係） ⑯～㉑ （略） ㉒ 協定規則第 70 号改訂版の補足第 5 改訂版の技術的な要件(規則 6.及び 7.に限る。)に定める基準。ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 4.19.及び同別添 53 5.14.並びに協定規則第 70 号改訂版の補足第 5 改訂版の技術的な要件（規則 6.及び 7.に限る。）の規定にかかわらず、平成 19 年国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52 4.19.及び同別添 53 5.14.並びに同別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（細目告示第 55 条第 1 項関係、適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項） ㉓～㉔ （略） ５－２ 長さ、幅及び高さ ５－２－１ テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ（セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）12m、幅 2.5m、高さ 3.8mを超えてはならない。（保安基準第 2 条第 1 項関係、細目告示第 162 条第 1 項関係） ①～⑤ （略） (2) （略） ① （略） ② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離 ③ （略） (3) （略） ５－２－２～４ （略） ５－10 速度抑制装置
--	--

５－１０－１ 装備要件 (略) ５－１０－２ 性能要件 (略) ①～② (略) ③ 平成１５年８月３１日以前に製作された自動車（確認ランプ等が装備されている自動車を除く。）であって、運転者席側ドアストライカ付近に「道路運送車両の保安基準 第８条第４項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」（平成１５年７月７日国自技第６８号）（以下「装着要領書」という。）に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが貼付０されている自動車にあつては、②の規定にかかわらず、次の規定（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載があるものにあつてはア、イ及びウの規定）に適合すること。（細目告示第１６６条第２項第２号関係） ア～エ (略) ④ (略) ５－１０－３～４ (略) ５－１４ 施錠装置等 ５－１４－１ 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員１１人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が３．５ｔを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、<u>かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動装置を除く。）</u>には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第１１条の２第１項） ５－１４－２ 性能要件（視認等による審査） (１) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、<u>かじ取装置又は制動装置</u>に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、<u>①イ及び③の規定は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。</u>（保安基準第１１条の２第２項関係、細目告示第１７０条第１項関係） ① <u>次に掲げる施錠装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。</u> <u>ア 制動装置以外に備える施錠装置にあつては、その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造</u> <u>イ 制動装置に備える施錠装置にあつては、その作動により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造</u> ②～④ (略) (２) (略) ５－１４－３～４ (略)	５－１０－１ 装備要件 (略) ５－１０－２ 性能要件 (略) ①～② (略) ③ 平成１５年８月３１日以前に製作された自動車（確認ランプ等が装備されている自動車を除く。）であって、運転者席側ドアストライカ付近に「道路運送車両の保安基準 第８条第４項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」（平成１５年７月７日国自技第６８号）（以下「装着要領書」という。）に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが貼付０されている自動車にあつては、②の規定にかかわらず、次の規定（自動車検査証又は抹消登録証明書備考欄に「速度抑制装置付」の記載があるものにあつてはア、イ及びウの規定）に適合すること。（細目告示第１６６条第２項第２号関係） ア～エ (略) ④ (略) ５－１０－３～４ (略) ５－１４ 施錠装置等 ５－１４－１ 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員１１人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が３．５ｔを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置<u>又はかじ取装置</u>には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第１１条の２第１項） ５－１４－２ 性能要件（視認等による審査） (１) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置<u>又はかじ取装置</u>に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、③の規定は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。（保安基準第１１条の２第２項関係、細目告示第１７０条第１項関係） ① <u>その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。</u> ②～④ (略) (２) (略) ５－１４－３～４ (略)
---	---

5-26 車枠及び車体

5-26-1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(4) (略)

(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。

ただし、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、4-2-5及び4-2-6の基準を適用したものにあつては、⑪の規定は適用しない。（細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係）

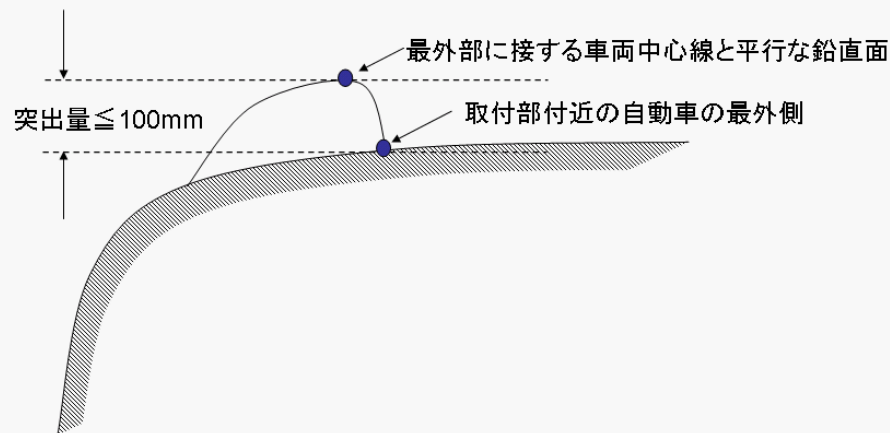
①～⑩ (略)

⑪ 5-79に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該装置の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部付近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの

イ 当該装置が車体に取り付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア（A）以下のものにあつてはこの限りでない。

（参考図）



(6)～(9) (略)

5-26-2～4 (略)

5-30の2 前部潜り込み防止装置

5-30の2-1～3 (略)

5-26 車枠及び車体

5-26-1 性能要件（視認等による審査）

(1)～(4) (略)

(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。（細目告示第178条第4項関係）

①～⑩ (略)

(6)～(9) (略)

5-26-2～4 (略)

5-30の2 前部潜り込み防止装置

5-30の2-1～3 (略)

5-30 の 2-4 適用関係の整理

4-30 の 2-4 の規定を適用する。

5-37 座席ベルト非装着時警報装置

5-37-1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人未満の自動車には、5-37-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係)

5-37-2 性能要件（視認等による審査）

(略)

① (略)

② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車を除く。）に備える装置であつて、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕

③ (略)

5-37-3～4 (略)

5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5-51-1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① (略)

ア～ウ (略)

エ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

②～④ (略)

(2) (略)

5-51-2～4 (略)

5-61 の 2 前部霧灯照射方向調節装置

5-61 の 2-1 装備要件

自動車には、5-61 の 2-2 の基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置（前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。(保安基準第 33 条第 4 項関係)

5-61 の 2-2～4 (略)

5-75 再帰反射材

5-75-1～3 (略)

5-75-4 適用関係の整理

4-75-4 の規定を適用する。

5-37 座席ベルト非装着時警報装置

5-37-1 装備要件

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員 10 人以下の自動車には、5-37-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係)

5-37-2 性能要件（視認等による審査）

(略)

① (略)

② 運転者席の座席ベルトが装着されたときに、警報が停止しない装置〔小型自動車又は軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）に備える装置であつて、電源投入後 8 秒以内に停止するものを除く。〕

③ (略)

5-37-3～4 (略)

5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持

5-51-1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

① (略)

ア～ウ (略)

エ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したもの（自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。）

②～④ (略)

(2) (略)

5-51-2～4 (略)

5-61 の 2 前部霧灯照射方向調節装置

5-61 の 2-1 装備要件

自動車には、5-61 の 2-2 の基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置（前部霧灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調整するための装置をいう。以下同じ。）を備えることができる。(保安基準第 33 条第 4 項関係)

5-61 の 2-2～4 (略)

5-75 再帰反射材

5-75-1～3 (略)

5-79 方向指示器
5-79-1～2 (略)
5-79-3 取付要件（視認等による審査）
 (1) (略)
 ①～② (略)
 ③ 自動車（車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。
 ④～⑦ (略)
 (2)～(4) (略)
5-79-4 (略)

**別表1（2-7関係）
審査の実施方法**

検査の種別	審査の実施方法
新規検査及び予備検査	1 構造に関する審査 次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機、巻尺等、重量計等、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。ただし、発行後9月を経過した完成検査終了証（2-11-2(2)の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面を含む。）、<u>登録識別情報等通知書</u>又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。 (1)～(8) (略) 2～6 (略)
継続検査	1～4 (略)

5-79 方向指示器
5-79-1～2 (略)
5-79-3 取付要件（視認等による審査）
 (1) (略)
 ①～② (略)
 ③ 自動車（車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに第1号ただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。
 ④～⑦ (略)
 (2)～(4) (略)
5-79-4 (略)

**別表1（2-7関係）
審査の実施方法**

検査の種別	審査の実施方法
新規検査及び予備検査	1 構造に関する審査 次に掲げる事項について、3次元測定・画像取得装置、車高測定機、巻尺等、重量計等、傾斜角度測定機等を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により審査することができる。ただし、発行後9月を経過した完成検査終了証（2-11-2(2)の規定により完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面を含む。）、<u>一時抹消登録証明書</u>又は自動車検査証返納証明書の提示がある自動車については、(1)、(3)（車両重量に限る。）及び(4)に掲げる事項についても、同様とする。 (1)～(8) (略) 2～6 (略)
継続検査	1～4 (略)

臨時検査及び構造等変更検査	1～2（略）
---------------	--------

第 18 号様式（別添 2 の 6－1 (2) 関係）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の技術基準	技術基準への適合性の審査			
	適用が除外される場合	技術基準への適合性を証する書面による場合	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	現車審査での確認内容
別添111 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	(略)	(略)	(略)	☐ 規程 4－25－1－2 (3) <u>非破壊試験</u>

別添 11（8－1 関係）

業務量統計システム報告要領

1 業務量統計システム

(略)

2 報告事項及び項目

(1)～(14)（略）

(15) 審査施設等現況

①～⑦（略）

⑧ 出張検査場の番号、名称、所在地、施設の所有者、用地の所有者、維持運営団体名及び所在地、指定年月日、本場からの行程距離及び道路距離、本場以外の最寄りの運輸支局等又は出張検査場からの道路距離、用地面積、事務所及び検査場の建物面積、検査機器の所有者及び配置

3～4（略）

附 則（平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日検査法人規程第 1 1 号）

この規程は、平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

ただし、本改正において登録識別情報等通知書とあるのは、平成 2 0 年 1 1 月 3 日までは、一時抹消登録証明書と読み替えて適用する。

臨時検査及び構造等変更検査	1～2（略）
---------------	--------

第 18 号様式（別添 2 の 6－1 (2) 関係）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の技術基準	技術基準への適合性の審査			
	適用が除外される場合	技術基準への適合性を証する書面による場合	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	現車審査での確認内容
別添111 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準	(略)	(略)	(略)	

別添 11（8－1 関係）

業務量統計システム報告要領

1 業務量統計システム

(略)

2 報告事項及び項目

(1)～(14)（略）

(15) 審査施設等現況

①～⑦（略）

⑧ 出張検査場の番号、名称、所在地、施設の所有者、用地の所有者、維持運営団体名及び所在地、指定年月日、本場からの行程距離及び道路距離、本場以外の最寄りの陸運支局又は出張検査場からの道路距離、用地面積、事務所及び検査場の建物面積、検査機器の所有者及び配置

3～4（略）

